

# 初版『人口論』におけるスミス

——救貧法批判の方法論的基礎——

中 澤 信 彦

## 要 約

初版『人口論』は『経済学原理』に劣らず『国富論』の強力な影響下に成立した。若きマルサスの『国富論』受容は、(狭義の)経済理論や歴史認識だけにとどまらなかった。初版『人口論』第5章の救貧法批判および代替的救貧政策の提唱は、『国富論』第4編の重商主義批判への深い理解に裏打ちされたものである。

キーワード：スミス；マルサス；国富論；人口論；重商主義；救貧法；救貧政策；制度  
 経済学文献季報分類番号：03-42；03-43；02-11；01-21

## I 問題の所在

かつて、経済学の「正史」においては、マルクスの甚大な影響力——《スミス→リカードウ→マルクス》の系譜が経済学の正統な発展過程と見なされたこと、および、マルサスに浴びせられた悪評——のもと<sup>1)</sup>、一方で、勃興しつつある中産階級の擁護者として、旧体制＝絶対主義＝重商主義国家に果敢に戦いを挑んだ進歩的なスミス像が強調されがちであり<sup>2)</sup>、それとは対照的に、フランス革命に批判的で、没落しつつある地主階級の擁護者として、彼らの不生産的消費の必要性を説く、保守的なマルサス像が強調されがちであった<sup>3)</sup>。その結果、精緻な階級間分配モデルを作り上げることによって、新しい科学としての経済学の純化を進めるとともに、地主の利益に直結する穀物法を廃止すべく奮闘したリカードウに比べると、マルサスはスミスの継承者としての資格に劣るというイメージが拭えなかったように思われる。しかし、近年のマルサス研究が強調する「スミスの理論のより忠実な継承者」<sup>4)</sup>、

1) Petersen[1979]pp.74-8.

2) 内田[1953][1961]がその典型である。

3) 久留間・玉野井[1954]170-203ページ。

4) 根岸[1997]78ページ。

「労働者階級の境遇の漸進的改善を希求し続けた穏健な改革者」<sup>5)</sup>としてのマルサス像は、こうした後ろ向きの古いマルサス像の根本的な改訂を要求している。マルサスの『原理』が『国富論』をリカードウの『原理』とは違った意味で継承していたことは、今も昔も経済学史研究者の常識であり続けているけれども、その継承の意味が積極的に問い直されつつある<sup>6)</sup>。

筆者は、こうした近年の研究動向を強く意識しつつ、マルサスの社会経済思想の原風景を見定めんがための拙い接近をこれまで幾度か試みたが<sup>7)</sup>、それらはいずれもエドモンド・バークとの知的影響関係を中心的論点とするものであり、スミスとの関係を明示的にとりあげることはしなかった。筆者が本稿でなそうとするのは、スミスとの知的影響関係を中心的論点として、マルサスの社会経済思想の原風景を見定める作業に着手することである。

そもそも、初版『人口論』のマルサスにとって、『国富論』はどのような書物だったのだろうか。初版『人口論』第17章中の次の一節を議論の出発地点として定めたい。

「私がアダム・スミス博士と意見の違う**唯一**の点は、彼が社会の収入あるいは資財（stock）のすべての増加を労働の維持のためのファンドの増大、またしたがって貧民の状態を改善する傾向を常に持つもの、と考えているように思われるところにある」<sup>8)</sup>。

マルサスは、労働ファンド論以外の論点についてはスミスと見解を同じくする、とはっきり述べている。実際、社会の総資財は所得から節約（貯蓄）されたものが資財につけ加えられることによって増大する、というスミスの資本蓄積論に対して、マルサスははっきりと賛意を表明している<sup>9)</sup>。スミスは消費財を必要性の程度に応じて必需品・便宜（安楽）品・奢侈品の三つに区分した——スミス以前は必需品以外のすべてを奢侈品と見なす傾向が支配的であった<sup>10)</sup>——が、マルサスもその区分を継承している<sup>11)</sup>。また、マルサスは、「高賃金は

5) D・ウィンチ、柳田芳伸の研究が代表的。近年のマルサス研究のもう一つの強力な動向は、キリスト教経済学者としてのマルサスへの注目（A・M・C・ウォーターマン、深貝保則、柳沢哲哉）である。

6) さしあたり、プレン[1994]第4講、遠藤[2003]などを参照のこと。

7) 中澤[1997][2000][2003]。

8) Malthus[1966]pp.328-9（永井訳189ページ）。強調は中澤。訳文に関しては、邦訳がある場合はそれを参照したが、筆者の責任において訳語を変えたところがある。

9) Malthus[1966]p.284（永井訳166-7ページ）。

10) ヒュームは奢侈の概念をマンデヴィル以上に道徳的論議から解放したが、（必需品とも奢侈品とも区別された独自のカテゴリーとしての）便宜品の概念にはたどりついていない。「奢侈、すなわち人生の楽しみと便宜品を洗練することは、昔から統治におけるあらゆる腐敗の原因と考えられ、党派闘争、誹謗、内乱、自由の完全な喪失の直接の原因と考えられてきた。奢侈は、あらゆる風刺家と、また厳格な

労働者を怠惰にし破滅させる」という一般通念を退けて高賃金論を説き<sup>12)</sup>、自由な労働市場の機能の阻害要因として同業組合・徒弟制度・定住法（教区法）を指弾し<sup>13)</sup>、農業改良への桎梏として長子相続制を批判しているが<sup>14)</sup>、これらもまたスミスがマルサスに先立って主張していたところのものである。

『国富論』が初版『人口論』に及ぼした影響は、市場システム認識ばかりでなく歴史認識においても明瞭に看取される。マルサスはこう書いた。「一国が富裕に向かって自然に進歩するにつれて、土地の高度の耕作に続いて、製造工業および対外通商（manufactures and foreign commerce）が、その順序で現われる」<sup>15)</sup>。これはスミスの「富裕の自然的順序」論の再述である。さらに、続けて「ヨーロッパでは、物事のこの自然的順序は逆であった。そして土地は、工業資本の過剰化から耕作されたのであって、土地に用いられる資本の過剰化から工業が生じたのではなかった」<sup>16)</sup>とも書いている。これまたスミスのヨーロッパ史理解の再述と言ってよい。マルサスの描く人間社会の発展史は、「狩猟→牧畜→農業→商工業」というスミス流の四段階図式に依拠している<sup>17)</sup>。しかも、商業と自由との関係について、マルサスは次のように述べている。

「三四百年前、疑いもなく、イングランドには現在に比べて人口のわりに労働は少なかったが、従属ははるかに多かった。製造工業の導入によって、貧民が大領主の恩顧に頼ることがなくなり、その食糧と交換に何かあるものを提供できるようになったという

---

なモラリストの攻撃の対象であった。このような洗練が勤労、礼節、技芸をむしろ増大させることを立証するか、または立証しようと試みる人々は、我々の政治的感情のみならず道徳的感情をも整序し直し、これまで有害あるいは非難すべきと見なされてきたものを、賞賛すべきで無害なものと主張する」。

Hume[1998]p.82（渡部訳16ページ）。強調はヒューム。

11) Malthus[1966]pp.68, 304, 309, 313, 320-1, 325（永井訳53、177、179、181、184、186ページ）。

12) Malthus[1966]p.87（永井訳64ページ）。

13) Malthus[1966]pp.35, 96, 98（永井訳35、68-9ページ）。

14) Malthus[1966]p.344（永井訳197ページ）。

15) Malthus[1966]pp.336-7（永井訳193ページ）。

16) Malthus[1966]p.337（永井訳193ページ）。

17) Malthus[1966]chs.3-5。ただし、各段階の移行を人口原理に依拠して説明している点は、マルサスの打ち出した新機軸である。『国富論』においては、その人口理論——Smith[1976b]I:96-7（大河内監訳I:134-5ページ）——と四段階図式は、相互に関連づけられていないし、『法学講義』にまで考察の対象を広げても、原始社会を「解体させ、牧畜段階へ移行させる力については、スミスは必ずしも完全に明確ではない。…人口圧力こそが、動物を屠殺するより飼育する方がいいという考えを人々に最初に与えるのか、それとも新しい動物飼育法が人口増加を支えるのか、どちらにしても、それが起きるといのが事実である」（ホーコンセン[2000]234ページ）。

ことがなければ、我々は今日も現在程度の市民的自由を享受していないであろう。商工業 (trades and manufactures) を絶対に敵視する人でさえ——私自身はそれら [=商工業] の断固たる擁護者ではないのだが——それらがイングランドに導入された時に、自由がそれらに続いて到来したことを認めなければならない<sup>18)</sup>。

この「商業が自由をもたらす」という認識が、ヒュームからスミスを経由してマルサスへ流れ込んだものであることは、まず間違いない<sup>19)</sup>。他方、そうした商業に対する肯定的な評価にもかかわらず、「私自身は商工業の断固たる擁護者ではない」とも述べている点は、スミスの農業的偏向の延長線上に位置づけられるかもしれない<sup>20)</sup>。いずれにせよ、初版『人口論』が『原理』に劣らずスミスのパラダイム<sup>21)</sup>の強力な影響下に成立したことは、もはや疑いの余地がない<sup>22)</sup>。そのことは、若きマルサスの『国富論』受容が、その経済理論や歴史

18) Malthus[1966]pp.293-4 (永井訳171ページ). 挿入は中澤。

19) スミスは『国富論』の中で、商業が自由をもたらすという画期的な認識にはじめて到達した人物として、ヒュームの名前をあげて賞賛している。「従来ほとんど常に隣人とは戦闘状態にあり、領主に対しては奴隷の状態におかれて暮らしていた農村住民の間に、商業と製造業は徐々に秩序と善政をもたらし、それとともに個人の自由と安全をも、もたらした。この点は、ほとんど注意されていないのだが、商工業がもたらした諸結果のなかで、最も重要なものである。私の知る限りでは、従来この点に着目した著述家はヒューム氏ただ一人である」。Smith[1976b]I: 412 (大河内監訳II: 53ページ)。

20) スミスは、純生産物を農業生産物に限定し工業を不生産的と見なしたという理由で重農主義を批判したけれども、他方で、彼は農業を工業以上に生産的であると見ていたし、農村生活の魅力を説いてもいたから、その思想に農業的な偏向が潜んでいたことは否定できない。

21) 筆者がここであえて「パラダイム」という語を用いるのは、松嶋敦茂(松嶋[1996]8-9ページ)が「修正されたクーン・モデル」と呼ぶものの五つの要点をスミスの社会科学体系が十分に満たしているように思われるからである。ディーンの簡にして要領を得た整理を引用するならば、「要するに、アダム・スミスは、経済学に、一定の整理された仮定の体系、一定の問題意識、及び一定の価値判断のシステムを与えたのである。…アダム・スミスのもたらした経済学のパラダイムが、何故これほど急速に成功を取めたかを説明することは、それほど難しいことではない。一つには、誰もが行なえなかったし、また行なおうともしなかった方法で、経済学の基礎理論を統一し、しかも学問としての哲学に体系的に関連づけることによって、彼のパラダイムは経済学に地位と魅力を与えたのである。…それに加えて、彼のパラダイムは、人口の上でも国富の上でも成長し始め、また、産業化を始めていた社会に良くあてはまるような形で、基本的な経済問題を定式化することに成功した。…最後に、スミスのパラダイムが名声を博した理由の一部は——そして彼のパラダイムが長い間主流であり続けた大きな理由は、おそらく——その暗黙の内に持っている政策判断の性格にある、といえるだろう」(ディーン[1982]30-4ページ)。なお、本稿のスミス・パラダイムに対する関心はとりわけその第三の特質(政策判断の性格)に集中している。

22) マルサスが『道徳感情論』をどのように受容したかは、たいへん興味深い問題であるが、本稿では論じない。晩年のマルサスが『道徳感情論』を愛読していたことは確かであり(Letter from Malthus to Thomas Chalmers, 23 June 1833)、19世紀を通じて『道徳感情論』という書物があるがその名声を失いつつあ

認識だけにとどまらず、マルサス本人が自覚している以上に、『国富論』の全体に及んでいる可能性を暗示しているのではないだろうか。

周知のように、『国富論』で最も大きな編である第4編は「政治経済学の諸体系について」と題され、そのページ数の大半はいわゆる重商主義の政策体系の論駁に費やされている。初版『人口論』は、貿易を考慮しない閉鎖経済体制を前提としているから<sup>23)</sup>、一見したところ、重商主義との関連は希薄である。事実、マルサス自身も重商主義について何ら明示的な言及を残していない。それゆえ、初版『人口論』とスミスの重商主義批判との関連に言及した先行研究は皆無と言ってよい<sup>24)</sup>。しかし、結論を先取りするなら、『国富論』第4編の重商主義批判と初版『人口論』第5章の救貧法批判には、同一の「批判」の方法が共鳴している。初版『人口論』第5章をこの共鳴に着目しつつ精査し、若きマルサスのスミス受容の知られざる一面を抉り出すことが、本稿の課題である。

## II. 初版『人口論』の基本構造

初版『人口論』第5章の精査に着手する前に、予備的作業として、初版『人口論』の章構造を概観し、全19章における第5章の位置づけを正確に把握しておきたい。重商主義批判を主題とする『国富論』第4篇とは違って、初版『人口論』第5章はもともと救貧法批判を主題とする章ではないからである。

初版『人口論』全19章の基本構造は、以下のようにまとめられる<sup>25)</sup>。

### 第1章～第2章 人口原理の概略

二公準の提示→人口と生活資料との異なる増加率 [→人口波動の定式化<sup>26)</sup>] →三命題の

---

つた事実 (Tribe[2002]pp.27-8) を考慮すれば、マルサスのスミスに対する偏愛ぶりをうかがわせるエピソードのように思われるけれども、彼の著作には『道徳感情論』の鍵概念である「同感」が登場しておらず、彼がこの書物を正確に理解していたのかどうかは疑わしい。マルサスにおいて、利己心のゆがみを是正する役割は、「同感」にではなく、「理性」——ただしカント的な実践理性とは異なり、長期的な境遇改善を見通す利己心の作用を指す——および「慈愛」にゆだねられている。永井義雄はマルサスの「理性」を「ベンサム的世界」の「計算理性」と把握する (永井[2000]75-7ページ) が、ベンサムにおいては功利性の原理と同感の原理は対立している (前者こそが真の道徳原理) から、マルサスにおける「同感」概念の欠落は、彼がベンサム的世界の住民でもあったことの証拠の一つであろう。

23) 佐藤[2003]273、277ページ。

24) 初版『人口論』の経済学的考察を精査した羽鳥[1972]補論II、入江[1979]、橋本[1987]第II編第2章、中西[1997]第6章、Hollander[1997]ch.1、横山[1998]第1章、中村[2001]においても、両者の関連は論じられていない。

25) 中西[1997]28-33ページに若干の修正をほどこした。

26) マルサスは次のように人口が変動すると考えた。人口がその生存手段 (食糧) を超えて増加する↗

## 導出

## 第3章～第7章 人口原理の歴史的検証

## 第3章 未開社会における人口原理

## 第4章 文明社会(イングランド)における人口原理(1)

## 第5章 文明社会(イングランド)における人口原理(2)

## 第6章 アメリカ植民地における人口原理

## 第7章 人口統計資料による人口原理の補強

## 第8章～第17章 学説の論評

## 第8章～第9章 コンドルセのユートピア思想の論評

## 第10章～第15章 ゴドウィンのユートピア思想の論評

## 第16章 アダム・スミスの経済学説の論評

## 第17章 重農主義の経済学説およびプライスの人口理論＝文明論の論評

## 第18章～第19章 人口原理の神学的考察

## 第18章 苦しみの神学

## 第19章 慰めの神学

人口原理の「二公準」とは、「食糧は人間の生存に必要であること」「両性間の情念は必然

---

と、食糧の名目価格の騰貴にもかかわらず、労働の名目価格はしばしば同一のままであるので、労働の実質価格は低下する。生活水準の低下は、労働者に家族の扶養に伴う諸困難を予見させるため、出生率が低下する。しかし、その結果、農業者には相対的に安価となった労働を雇用する誘因が高まり、耕作地が増大する。こうして食糧が増産されると、食糧の名目価格の低下にもかかわらず、労働の名目価格はしばしば同一のままであるので、労働の実質価格は上昇する。労働者の生活水準が上昇すると、人口に対する予防的制限はある程度緩み、出生率は高まる。かくして、人口は停滞する時期と増加する時期が交互に繰り返され、波動が生まれる。Malthus[1966]pp.29-31(永井訳32-3ページ)。この波動をつかさどっているのは、労働者階級における人口の予防的制限であるが、この制限が作用するのは文明状態だけとされているから、人口波動は文明状態に特有の現象であり、未開状態では観察されない、ということになる。したがって、『人口論』研究上の一大係争点である人口波動と人口原理との関連について、筆者は「人口波動は人口原理の一系論として引き出すことはできても、人口原理そのものには含まれない」との立場をとる。注目すべきことに、食糧の名目価格の変化にもかかわらず、労働の名目価格はしばしば同一であるという認識は、スミスにも見られるのであって、この点においても両者の経済認識は重なっている。「労働の賃金は、大ブリテンでは、食糧の価格とともに変動することはない。食糧の価格はどこでも、年々変動し、また月々に変動する場合も多い。しかし、労働の貨幣価格が、ときには半世紀にわたってずっと同じままであるというところも少なくないのである。だから、もしこれらのところで労働貧民が、食糧の高い年にその家族を維持できるなら、食糧がかなり豊富な時には楽に生活できるに違いないし、食糧が異常に安いときには豊かに生活できるに違いない」。Smith[1976b]I:92(大河内監訳I:126ページ)。

であり、ほぼ現在の状態のままであり続けられること」を指す<sup>27)</sup>。マルサスは、この「二公準」を、人口と生活資料の増加率に関する命題——「人口は、制限されなければ、等比数列的に増大する（25年ごとに倍加する）のに対して、生存手段（生活資料）は、等差数列的にしか増大しない（25年ごとに現在の生産量に等しい量だけ増大する）」<sup>28)</sup>——と結びつけて、人口原理の「三命題」を導出する。「三命題」とは、「人口は生存手段なしに増加できないこと」「生存手段があるところでは、人口は、変わることなく増加すること」「人口の優勢な力は、不幸あるいは悪徳を生み出さないでは抑制されないこと」<sup>29)</sup> というものである。この「三命題」は、第2章の段階では、論理上の演繹によって導出されたにすぎないから、「経験、すなわちすべての知識の真の源泉と基礎」<sup>30)</sup> と考えるマルサスが、歴史的経験による検証を「三命題」の論理的証明の後に続けたのは、当然であった<sup>31)</sup>。事実、第2章は以下のようにしめくくられている。

「これら三つの命題の正当性を、もっと十分に確定するために、人類がその中で存在したと知られている様々な状態を検討しよう。粗略な考察でさえ、これらの命題は、異論の余地のない真理であることを、我々に確信させるに足りるであろうと、私は思う」<sup>32)</sup>。

そして、第7章は以下のように締めくくられている。

「人類の歴史を注意深く検討する人によって、人間が存在してきた、あるいは現に存在しているすべての時代およびすべての国において、次のことが認識されるに相違ないのではないだろうか。

人口の増加は必然的に生存手段により制限されること。

生存手段が増加する場合には人口は間違いなく増加すること。そして——

不幸と悪徳により、人口の優越する力は抑制され、現実の人口は生存手段と等しくさせられること」<sup>33)</sup>。

---

27) Malthus[1966]p.11 (永井訳22ページ)。

28) Malthus[1966]pp.14, 18-23 (永井訳23、26-9ページ)。

29) Malthus[1966]p.37 (永井訳36ページ)。

30) Malthus[1966]p.17 (永井訳25ページ)。

31) 中西[1997]31-2ページ。

32) Malthus[1966]p.38 (永井訳36ページ)。

33) Malthus[1966]pp.140-1 (永井訳92ページ)。

第3章から第7章が、「三命題」の歴史的検証を目的とした、ひとまとまりの論述であることは、明白である。そして、第7章までで確立済みの人口原理を援用して、マルサスは、第8章以下で、初版『人口論』の本題<sup>34)</sup>である（コンドルセやゴドウィンといった）人類の完成可能性の擁護者たちへの批判を遂行するわけである。

「三命題」のうち、マルサスはその検証に最も精力を傾注しているのは、第三命題「人口の優勢な力は、不幸あるいは悪徳を生み出さないでは抑制されないこと」である<sup>35)</sup>。彼は「序」において「人口は常に、生活資料の水準に押しとどめられなければならないことは、多くの著作家により注目されてきた明白な真理であるが、著者の思い起こすどの著作家も、この水準が実現される方法を特に研究したことはなかった」<sup>36)</sup>と述べ、自らの研究視角の独自性を誇っている。彼によれば、人口が生活資料の水準まで制限される方法には、積極的制限と予防的制限の二種類がある。前者は棄児、姥捨て、飢饉、疫病、戦争などによって生まれた人間が死んでいくこと（死亡率の上昇）、後者は家族の扶養が困難なために結婚を差し控え子どもをもうけないこと（出生率の低下）を指す。前者が「不幸あるいは悪徳」を生み出しているという見解には、疑問の余地がないだろうが、後者までもが「不幸あるいは悪徳」をも生み出しているという主張<sup>37)</sup>には異論もあるだろう。しかし、マルサスはおそらく、両性間の情念が不変である以上、延期された結婚までの間に何らかの不道德な行い——中絶や性欲の不自然な充足<sup>38)</sup>——がある、と見ていたのだろう<sup>39)</sup>。

34) 初版『人口論』の正式なタイトルは『人口の原理に関する一論。ゴドウィン氏、コンドルセ氏、その他の著者たちの諸説を検討しつつ、社会の将来の改善に対する影響を論ずる（*An Essay on the Principles of Population, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Godwin, M. Condorcet, and other writers*）』であり、マルサス自身、本書の起源について、「ゴドウィン氏の論文の主題、すなわち彼の『研究者』における貪欲および浪費について、一友人と交わした会話にある」と「序」にも記している。ちなみに、この「一友人」とはマルサス父ダニエルを指す。

35) マルサスは『人口論』第2版（1803）の刊行にあたり、初版に大幅な増補改訂を施した。副題は『過去から現在まで人間の幸福に及ぼしてきた当原理の影響を概観し、当原理に起因する諸害悪が将来除去されるかどうかの見込みを問う（*A View of its past and present Effects on Human Happiness; With an Inquiry into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it occasions*）』と変更された。分量はほぼ倍になったし、内容的には、ゴドウィンおよびコンドルセ批判は残ったものの、力点は人口原理、とりわけ人口抑制作用の検討に移された。つまり、初版における「第三命題」の検証が第2版以降の中心的課題となった。

36) Malthus[1966]iii（永井訳14ページ）。

37) Malthus[1966]pp.69-70（永井訳54ページ）。

38) 具体的には「乱交 *promiscuous concubinage*」があげられている。Malthus[1966]p.154（永井訳99ページ）。なお、カントは性欲の不自然な充足としての「自瀆」「同性愛」「獣姦」が「悪徳」であるゆえんを論じている。カント[1968]216-9ページ、カント[1972]582-3ページ。

39) 不幸や悪徳が必然であるとするマルサスの社会観には多くの批判が向けられたため、第2版から新



マルサスは、人間社会の発展史の四段階理論に依拠しながら、狩猟段階および牧畜段階——両者は一括して「未開」段階とも表現される——においては、積極的制限のみが作用するのに対して、農業段階および商工業段階——両者は「文明」段階として一括される——においては、予防的制限と積極的制限の両方が作用する、と主張する<sup>40)</sup>。そして、第3章が未開段階における積極的制限の検証に<sup>41)</sup>、第4章が文明段階における予防的制限の検証に<sup>42)</sup>、第5章が文明段階における積極的制限の検証に充当されている。先に第5章に関して「もともと救貧法批判を主題とする章ではない」と述べたのは、この意味においてである。実際、第5章は以下のような叙述で始まる。

「人口増加に対する積極的制限ということで、私の意味するのは、すでに始まっている増加を抑制する制限であるが、それはおそらく、社会の最も下層の諸階級だけではないが、主にその階級に限られる。この制限は、私が述べたもう一つのもの [= 予防的制限] ほど、誰の目にも明らかではないし、その作用と力と範囲とを明確に立証するためには、おそらく、我々が持っているよりもさらに多くの資料を必要とするであろう」<sup>43)</sup>。

なぜ、文明国において、人口の積極的制限は予防的制限ほど明らかでないのか？ それ

／たな制限として「道徳的抑制」が追加された。「道徳的抑制」とは、「人口原理に付随的に生じる悪を避ける唯一の有徳な方法」—— Malthus[1989]II : 94 (吉田訳IV : 18ページ) ——であり、実際上は、自分で家族を扶養しうる見通しがつくまで結婚を差し控え（晩婚）、しかもその間完全に道徳を守る（性欲を自制する）ことを意味した。

40) 文明国においても、両性間の情念は不滅の活力をもって存在しているのに、未開段階と比べると人口増加がきわめて緩やかなのは、予防的制限と積極的制限の両方が作用しているからである、とされる。

41) 「それでは我々は、この短い考察から、あるいはむしろ、狩猟諸国民について参照しうる説明から、次のことを推論して差し支えないのではなかろうか。すなわち、彼らの人口は、食糧の希少なため希薄であること、食糧がもっと豊富になれば、それはただちに増大するであろうこと、また、未開人の間における悪徳を問題外とすれば、不幸は、人口の優越する力を抑制して、その結果を生存手段に等しく保つ制限であること、である。実際の観察と経験とは、この制限が、少数の地方的、および一時的例外はあるが、たえず、今もすべての未開諸国民に対して作用していることを、我々に物語っている。…我々は、牧畜国民について持っている説明のすべてから、次のことを言って差し支えないと、私は思う。すなわち、移住あるいは何らかの他の原因により、生存手段が増大した時には、常に人口は必ず彼らの間で増大したこと、また、それ以上の人口は制限され、そして現実の人口は、不幸と悪徳により生存手段に等しく維持された、ということである」。Malthus[1966]pp.44-52 (永井訳39-44ページ)。

42) 「予防的制限は、イングランドの全社会階層にわたってある程度作用していると思われる。…この国において人口の予防的制限は、力はさまざまではあるが社会の全階級にわたって作用していることが、認められるであろう」。Malthus[1966]pp.63-9 (永井訳51-3ページ)。

43) Malthus[1966]p.71 (永井訳55ページ)。挿入は中澤。

は、人口の積極的制限は、下層階級の困窮として発現するのだが、マルサスが文明国の代表として考察対象に選んだイングランドにおいては、この困窮が救貧法という人為的手段によっていっそう悪化させられているため、人口の積極的制限の自然な作用が隠蔽されているからである。したがって、文明国における人口の積極的制限の作用を検証しようとするれば、攪乱要因としての「救貧法」<sup>44)</sup>のメカニズムも同時に分析する必要がある。だからこそ、第5章は以下のように結ばれている。

「だから、イングランドの救貧法の制度にもかかわらず、都市と農村とにおける下層階級全体の状態を考慮すると、適当で、十分な食糧の不足、困難な労働および不健康な住居のために、彼らが受けている困窮は、人口増加初期の積極的制限として作用していることが認められるだろうと、私は思う」<sup>45)</sup>。

それでは、「救貧法」はいかなるメカニズムを通じて人口の積極的制限の作用を攪乱するのだろうか。節を移して検討しよう。

### III 初版『人口論』第5章における救貧法批判

英国では、対仏戦争開始以降、貿易が妨げられて経済事情が悪化していたが、1794年秋には凶作が加わって深刻な食糧危機が起こり、下層民衆の不満が極度に高まった。生活に窮した貧民が、ジャコバン思想の影響もあって、直接行動に訴える例が激増した。こうした事態を背景に、中央・地方を問わず、どのような救貧政策を打ち出すかが差し迫った行政課題となった。95年5月、バークシャの治安判事たちがニューベリに近いスピーナムランド村のペリカン・インに集まって対策を協議し、新しい救貧制度の導入を決議した。伝統的な救貧制度が、ワークハウス（労役場）<sup>46)</sup>に収容された貧窮者のみを救済の対象としたのに対して、この新しい救貧制度は、院外救済の原則をもとに、パンの価格と家族数に応じて労働者の基本生活費を定め、不足分を救貧税から補填する、というものであった。このいわゆる「スピーナムランド制度」は、それが地方決議にすぎないにもかかわらず、イングランド南部を中心に広く普及し、96年2月には首相ピットが救貧法改革案を議会に提出し、事実上「ス

44) 「多くの攪乱要因の作用により、例えば、一定の製造業の導入あるいは失敗、農業における企業心の支配の程度、豊作あるいは不作、戦争とペスト、救貧法、商品市場の比例的拡大なしに労働を短縮する過程の発明、そして特に、労働の名目価格と実質価格との差異の作用によって」。Malthus[1966]pp.33-4 (永井訳34ページ)。

45) Malthus[1966]p.99 (永井訳70ページ)。強調は中澤。

46) ワークハウスについては、大沢 [1986] を参照のこと。

ピーナムランド制度」を法的に追認しようという動きを見せていた<sup>47)</sup>。初版『人口論』で批判の対象となっている「イングランドの救貧法」とは、この「スピーナムランド制度」のことであり、同じく槍玉にあげられている「ピット氏の救貧法案」とは、この96年2月提出のものを指す。

マルサスの救貧法批判の眼目は、それが慈善的意図にもかかわらず貧民の一般的生活状態をむしろ引き下げる傾向がある、というものである。

「一般の人々のしばしば陥る困窮を救済するために、イングランドの救貧法は制定されたのであるが、それは、個人の不幸の強度を少し緩和したかもしれないけれども、もつと広い地域に一般的害悪を伝播したことが、憂慮されるべきである」<sup>48)</sup>。

マルサスは救貧法の意図せざるマイナスの効果<sup>49)</sup>のメカニズムを分析したうえで、代替的な救貧政策を提唱している。

「イングランドの諸救貧法は、以下の二つの方法によって貧民の一般的状态を押し下げる傾向がある。その**第一**の明らかな傾向は、人口を支える食糧を増加させることなく人口を増加させることである。貧民は、独立して家族を扶養することができる見通しを、ほとんど、あるいはまったく持たないで、結婚できるかもしれない。したがって、救貧法は、それが扶養する貧民をある程度作り出すと言われてもよいであろう。そして、この国の食糧は、人口増加の結果、各人により少量ずつしか分配されないに違いないから、教区の扶助に支えられない人々の労働は、以前より少量の食糧しか購買せず、したがって彼らのうちの最も多くの者が、扶助を依頼するに違いないことは、明らかである。

**第二**に、あまり価値がありそうに思われない社会の一部分 [= 勤労意欲を欠いた貧民]によってワークハウス内で消費される食糧は、より勤勉でより価値ある成員の分け

---

47) ピットは、1796年2月、野党ウィッグ党（フォックス派）の下院議員ウィットブレッドの「最低賃金法案」が否決された後、自身の手による「救貧法改革案」の骨子を示したが、下院の解散と国際関係の悪化のせいで、それが正式に下院に提出されたのは同年12月であった。この法案は、公衆の反応を見るために印刷に付されたが、反応はかんばしくなく、97年2月に再度下院に提出されたものの、審議されないまま廃案となった。Poynter[1969]p.62.

48) Malthus[1966]p.74（永井訳57ページ）。

49) ハーシュマンは、「意図せざるマイナスの効果」というレトリックに着目し、マルサス思想の反動的性格を指摘する。ハーシュマン[1997]32-5ページ。

前をそれだけ減らせることになり、その結果、独立のできない人を増やすことになる。ワークハウスにおける貧民が現在より生活が良くなるとすれば、社会の貨幣のこの新しい配分は、食糧価格の騰貴を引き起こすことにより、ワークハウス外の人々の状態をいっそう著しく押し下げる傾向があるだろう<sup>50)</sup>。

第一のメカニズムについては、《人口の増加→食糧に対する需要の増加→食糧の名目価格の上昇→食糧生産部門における資本および労働の投入の増大→食糧の増産》という経路をマルサスは見落としているのではないか、との反論があるかもしれない。マルサスは、この経路に気づいているのだが<sup>51)</sup>、それは長期においてのみ言えることで、短期的には食糧供給の固定性（あるいはその極度の非弾力性）を前提に議論を進める。

「長い期間人の居住してきた国 [= 文明国] の食糧は、増加しつつあるとしても、ゆっくりと規則的に増加するものであり、突然の需要に応じることができない。…食糧と、原料が多量にある加工諸商品との間には重大な相違のあることが、常に注意されるべきである。これら後者の需要は、必要とされるだけの量を間違いなく生産するであろう。食糧の需要はそれと同じ生産力を決して持たない。すべての肥沃な土地が占有されてしまっている国 [= 文明国] においては、農業者が数年間利益のあがる収穫を期待できない土地に施肥するよう奨励するためには、高額のものを提供する必要がある。そして、この種の農業的企業を奨励するに足りるほど、利益の見込みが大きくなる前に、また新しい生産物が生育しつつある間に、生産物の不足による大きな困窮が生じるかもしれない。生活資料の量の増加に対する需要は、ごくわずかな例外を除けば、どこにおいてもたえずあるが、しかし、長い期間人の居住してきたすべての国においては、その需要に応じられることがいかにゆっくりでしかないかを我々は知っている<sup>52)</sup>。

50) Malthus[1966]pp.83-4 (永井訳61-2ページ). 強調・挿入は中澤。

51) 注26を参照のこと。

52) Malthus[1966]pp.82, 90-1 (永井訳61, 65-6ページ). 強調および挿入は中澤。マルサスは、需要増大が生産増大の誘因として直ちに作用する製造業と、そういう結果をただちにはもたらさない農業との本質的差異を、強く意識している。なぜ彼は、食糧生産は需要増にもかかわらず短期的にはほとんど増大しない、と考えるのか。その理由は文明国における土地の不毛性に求められる。文明国においてはすべての肥沃な土地が占有されてしまっている。劣等地への資本投下は短期的には採算が合わないから、需要増にただちに反応して資本が投下されるわけではない。需要増が長期にわたってはじめて、農業者は追加的投資を決意するのである。製造業においては収穫不変が想定されているのに対して、農業においては収穫逓減が想定されている（中村[2002]89, 92ページ）、と解釈できそうだが、他方で、『人口論』初版のなかには、いわゆる収穫逓減の法則についての明示的記述は見出せない。随所に、この法則を

第二のメカニズムはわかりづらけれども、救貧法はワークハウス内の貧民の扶養のためのファンドを増加させるために、それだけワークハウス外の貧民を維持するためのファンドを削減する、すなわち、前者の生活水準の改善は後者の生活水準の悪化という犠牲を随伴する、ということであろう<sup>53)</sup>。

どちらの場合も、救貧法のもたらす不都合な結果についてのマルサスの分析は、食糧供給の固定性（あるいはその極度の非弾力性）という自然的制約を前提としていた。そうした前提にもとづくかぎり、「社会の下層諸階級の欠乏を除去することは、実に達成しがたい課題である。社会のこの部分に対する困窮の圧力はきわめて深く根をおろした害悪であるから、人間の能力が及びえないというのが真実である」<sup>54)</sup>。下層階級の貧困に対する抜本的解決策はなく、あり得るのは一時的緩和策のみである、ということになる。一時的緩和策としてマルサスが提案したのは、以下の四点であった<sup>55)</sup>。第一の提案は、自由な労働市場を創出するべく、教区内で生まれた者だけに給付金交付を制限する定住法（教区法）を撤廃することである。

「まず第一に、現在のすべての教区法が完全に撤廃されるべきである。このことは、少なくとも、イングランドの農民層に、現在彼らが所有しているとは言いがたい行動の自由を与えるであろう。そうすれば、彼らは、もっと仕事が多量にあり、労働の価格がもっと高いと見込みがあるところに、支障なく定着することができるであろう。そうすれば労働市場は自由となり、需要があっても価格はしばらく騰貴し得ないことがあるというような現在の障害は除去されるであろう」<sup>56)</sup>。

第二の提案は、新しい土地を開墾する人びとに報奨金を交付することであり、第三の提案は、農業賃金をわざと都市の職人たちの賃金以下に抑えている制限規定を廃止することである。両者はともに農業生産の奨励に貢献する。

---

✓示唆するような記述があるけれども、いずれも曖昧な表現でしか示されていない」（羽鳥[1972]387ページ）との見解もある。なお、ここでマルサスが念頭においている農業者の投資行動は、スミスの「プロジェクトー投機的企業家」のそれと概ね重なっているように思われる。「何か新しい製造業を起こしたり、何か新しい商業部門を開設したり、農業上の何か新規の方法を創設したりするのは、常に一種の投機であって、投機的企業家はそれから特別な利潤を期待するものである」。Smith[1976b]I:131（大河内監訳I:191ページ）。

53) 羽鳥[1972]390-1ページ、中西[1997]124ページ。

54) Malthus[1966]p.95（永井訳68ページ）。挿入は中澤。

55) ウィンチ[1992]68ページ。

56) Malthus[1966]pp.95-6（永井訳68ページ）。

「第二に、新しい土地の開墾に報奨金が与えられ、製造工業以上に農業に対して、また牧畜以上に農耕に対して、できるかぎりあらゆる奨励が提供されるのがよいであろう。農業労働が商業および製造工業の労働よりも給与が低い原因をなしている、同業組合、徒弟制度などに関連するすべての制度を弱体化し破壊するために、あらゆる努力が払われるべきである。というのは、職人に有利なこれらの区別が存続するかぎり、一国は、その適当な量の食糧を生産することができないからである。農業に対するこのような奨励は、健康的な仕事の市場への供給量を増大させる傾向を持ち、また同時に、その国の生産を増大させることにより、労働の相対価格を騰貴させ、労働者の状態を改善するであろう」<sup>57)</sup>。

先に引用した「すべての肥沃な土地が占有されてしまっている国においては、農業者が数年間利益のあがる収穫を期待できない土地に施肥するよう奨励するためには、高額のものを提供する必要がある」という認識が、第二の提案を理論的に基礎づけていることは、明らかである。

第四の提案は、国籍または住所と無関係に「過酷な困窮」に悩んでいる人々を救済の対象者とするワークハウスを設立することである。

「最後に、極度の困窮の場合のために、王国全体にわたる租税によって維持され、すべての州民およびさらにすべての国民が無料で入れる州のワークハウスが作られるのがよいであろう。食べ物は貧しくし、仕事のできる者には仕事をさせる。ここを、いろいろの難儀に会った人々の安楽な避難所と考えてもらっては困る。ここは、非常に困った人々が少しばかり休養をするところであって、それ以上のものではない」<sup>58)</sup>。

以上が、マルサスの救貧法批判および代替的救貧政策の概要である。

#### IV 救貧法と重商主義

a) スミスは、『国富論』第4編において、東インド会社によるインド統治の乱脈ぶりについて触れている。東インド会社の使用人はその職権を濫用して私腹をこやし、植民地インドに荒廃と貧困をもたらした。ここでは、私人の「利己心」が東インド会社という独占会社

---

57) Malthus[1966]pp.96-7 (永井訳68-9ページ).

58) Malthus[1966]p.97 (永井訳69ページ).

の職員の性格として説明されている。しかし、興味深いことに、スミスが批判しているのはあくまで悪しき「制度」であって、その「制度」のなかの人間の利己的な「人格」ではない。

「私が以上のように述べたからと言って、私は、東インド会社の使用人たち一般の人格に何らかの非難を浴びせるつもりは毛頭ないし、まして、特定の人物について、その人柄を問題にしようとしているのではない。私がむしろ非難したいのは、その植民地制度なのであり、使用人たちが置かれているその地位がおのずから促すままに行動しただけのことであり、声を大にして彼らを非難した人々といえども、いったんその地位に置かれれば、今の使用人よりも好ましくは行動しなかったであろう」<sup>59)</sup>。

マルサスは、第5章において、救貧法を批判しているが、注目すべきは、彼が批判しているのも、あくまで悪しき「制度」であって、その「制度」のなかの人間の「人格」ではない。

「治安判事、教区役員および監督官の圧制に対する不満は貧民間に絶えない。しかし、これらの人々はおそらく権力を握るまでは他の人々よりも悪い人間ではなかった。だから、罪はこれらの人々にあるのではなく、このような制度すべての性質にある」<sup>60)</sup>。

内田義彦は、スミスの東インド会社批判に着目して、スミスの道徳哲学の方法論的特質を、「理解的方法と分析的方法の併用」<sup>61)</sup>として把握した。

「その対象の性質に応じて、道徳哲学は、二つの方法を用いなければなりません。その一つは、一定の機構におかれたときに、人間はどう行動するだろうかを、自分に引きつけて理解する方法…。いま一つは、個々人の行動が織り成されて、意図されざる結果を作り上げる過程なり、結果なりを知ることでありまして、この場合には、理解の方

59) Smith[1976b]II : 641 (大河内監訳 II : 431-2ページ). 強調は中澤。

60) Malthus[1966]p.93 (永井訳67ページ). 強調は中澤。

61) 内田が注目したスミスの「理解的方法」は、ホーコンセンが「状況的方法 (situationist method) の一般理論」と、竹内靖雄が「主観的 (心理主義的) アプローチ」と呼ぶものに概ね対応しており、内田の「分析的方法」は、カッシーラーと荒川章義が「分析的-構成的な方法」、竹内が「客観的 (機械論的) アプローチ」と呼ぶものに概ね対応しているように思われる。竹内[1991]163-8ページ、荒川[1999]16ページ、ホーコンセン[2001]170ページ。

法をとることはできません。…この二つの方法を駆使して問題を捉え解明してゆくところに、スミスの卓見がある。…社会の機構が違くと、個々人の行為が違って来る。その違って来るゆえんをスミスは共感の手法によって押さえながら、政治の**制度**如何による個々人の行為の違いが、結果として「社会的分業の構造」に及ぼす影響を分析の手法によって検出する、こういう複雑な手法をとります」<sup>62)</sup>。

「人間を道義的に非難してもはじまらない。問題は**制度**である。…人間はつねに利己的だが、しかし利己心の発動の仕方は政治の機構、かれのおかれていた地位によってちがう…から、政治の機構次第では、利己的な行為がそのまま社会的善につらなる、そういう機構を見つけ、それを実現しよう」<sup>63)</sup>。

初版『人口論』の方法論的特質について、内田は何も述べていないけれども<sup>64)</sup>、マルサスにおいても、理解的方法と分析的方法の併用、制度批判の精神は、明瞭に検出できる。「人間はつねに利己的だが、しかし利己心の発動の仕方は…かれのおかれていた地位によってちがう」からこそ、私的所有権が確立されている文明状態においては、困窮時に「自分の境遇を改善したい」という利己的欲求が予防的抑制として発現するわけである。また、マルサスは、「富者から貧者への所得再分配」(＝救貧法)という一定の機構の中での貧民の行動を、彼らの主観的意図に即して「理解」しようと努める。

「1日18ペンスでなく5シリングを受け取ることは、すべての人に比較的裕福だと空想させ、多くの時間あるいは日数を安逸にふけることができると空想させるだろう。このことは生産的勤労に対して強力かつ巨大な制限を加えるであろう」<sup>65)</sup>。

「卑俗な表現を用いれば、貧しい労働者は常にその日暮らして生活しているように思われる。彼らの現在の困窮が彼らの注意のすべてを占めており、彼らはほとんど未来について考えない。彼らは、貯蓄する機会がある場合でさえ、それをほとんど行わないで、

62) 内田[1971]168-71ページ。強調は中澤。

63) 内田[1961]103-4ページ。太字強調は中澤、傍点強調は内田。

64) 内田[1961]第5章は、初版『人口論』を主たる検討対象にしているが、それはあくまでリカードウ経済学の成立の前提条件としてとりあげられているにすぎず、スミスとの知的関係はまったく意識されていない。

65) Malthus[1966]p.78 (永井訳59ページ)。



現在の必要をこえるすべては、一般的に言えば、居酒屋に行ってしまう。だからイングランドの救貧法は、一般民衆の貯蓄の力と意思とを減ずるし、またしたがって、節制と勤労、したがって幸福への最も強い誘因の一つを弱める、と言ってよいであろう」<sup>66)</sup>。

しかし、労働者が節制と勤労を欠いているのは、労働者が悪いのではなく、救貧法という制度が悪いのである<sup>67)</sup>。制度＝統治様式を変えれば、労働者の利己心の発動の仕方も変わる<sup>68)</sup>。このように考えていたからこそ、マルサスは次のように主張することができた。

「我々は社会から富と貧困とを排除することをおそらく期待しえないだろうけれども、それでも極端な層の数を減少させ、中間層の数を増大させる統治様式を見いだすことができれば、それを採用するのは、疑いなく我々の義務であろう」<sup>69)</sup>。

他方、初版『人口論』においては、善良な意図に基づく政策がいかなるメカニズムを通じて意図せざる逆効果を生み出すのかを解明するために、「分析的方法」が駆使されている（この点については前節で詳説）。救貧法も、ある意味では、重商主義政策と同様に、公共的効用＝国民的利益をスローガンとして正当化されつつあったから、それが国民的利益に反する悪しき制度であることを説得的に示すためには、「分析的方法」の採用は不可欠であった。マルサスの救貧法批判の方法は、スミスの重商主義（東インド会社）批判の方法と本質的に同じであると言ってよい。

b) マルサスの救貧法批判とスミスの重商主義批判との方法論上の関連は、以上に尽きるのではない。重商主義政策——スミスの分類では二種類の輸入制限と四種類の輸出奨励<sup>70)</sup>——は、実定法として具体化されていたから、スミスの重商主義批判が経済領域の実定法批判の側面を有していることは、言うまでもない。『国富論』を「法学的観点からの、驚くほ

66) Malthus[1966]pp.86-7（永井訳63ページ）。

67) この点に留意すれば、マルサスが労働者の敵では断じてなく、スミスと同様に、彼らの味方であったことは、容易に理解できるように思われる。しかし、反対の見解も依然として根強い。森岡[2003]46ページ。

68) こうした発想それ自体は、スミスの独創ではなく、ヒュームにすでに見られる。竹本[1995]21-5ページ。

69) Malthus[1966]p.368（永井訳209ページ）。

70) 「どの国から輸入されるかを問わず、自国で生産できるような国内消費用の外国品の輸入に対する制限」「貿易差額が不利になると思われる特定の諸国からの、ほとんどあらゆる種類の財貨の輸入に対する制限」「戻税」「奨励金」「外国との有利な通商条約」「遠隔の土地に植民地を建設すること」。Smith [1976a]I : 450（大河内監訳II : 113ページ）。

どの批判的著作<sup>71)</sup>と評するホーコンセンは、スミス法学の基本原則を、「公平な観察者の原理」——それは「公平性の原理」「普遍性の原理」「自然的正義の原理」とも呼ばれる——として再構成した<sup>72)</sup>。この原理がもっとも端的にうかがえるのが、羊毛の輸出を禁止する法律に対するスミスの批判である。

「わが国の毛織物業者は、国民の繁栄は自分たちの事業の成功や発展如何にかかっている、ということを立法府に信じ込ませた点において、他のいかなる階級よりも成功を収めてきた。彼らは、いかなる外国からの毛織物の輸入をも絶対的に禁止させることによって、ラシヤの消費者に対する独占権を手に取りめたばかりでなく、羊や羊毛の輸出に対して同様な禁止措置をとらせることによって、牧羊農家および羊毛生産者にたいする、別種の独占権をも手に入れたのである。わが国の国家財政の収入確保のために制定されたこれまでの法律のうちには、過酷きわまるものが多かった。…それでも、わが国の商人や製造業者が、彼らの不合理で圧制的な独占擁護のために騒ぎたてて政府に強要した法規のあるものに比べるなら、財政収入を目的とした諸法令中のもっとも残酷なものすら、なおかつ寛大であり穏当なものだと私は断言してはばからない。独占擁護のための諸法令はドラコンの法律のごとく、ことごとく血で書かれている、と言っても差し支えないだろう。…国家の主権者は、その臣民のあらゆる階層を公正平等に取り扱うべきものであるから、たとえわずかであっても、**臣民の特定の階級の利益を、他の階級の利益を促進するだけの目的で侵害するようなことがあれば、それは主権者の義務に反している。**ところが右のような羊毛の輸出禁止は、毛織物業者の利益を増進するだけの目的で、羊毛生産者の利益を、ある程度害するものであることは確かである<sup>73)</sup>。

「臣民の特定の階級の利益を、他の階級の利益を促進するだけの目的で侵害する」ような法律は、公平な観察者からの是認を決して得られない、すなわち、公平性・普遍性を欠いた、自然的正義に反する悪法である、とスミスは論じている。他方、マルサスも、前節で検討したように、救貧法が悪法である理由の一つとして、それがワークハウス外の貧民（生産的労働者）の生活水準の悪化という犠牲を伴ってワークハウス内の貧民（不生産的労働者）

71) ホーコンセン[2002]注の52ページ。

72) ホーコンセン[2002]第6章。実定法批判は『道徳感情論』と『国富論』に共通する問題関心である。「時には国家の構造と呼ばれるものすなわち政府の利害関心が、時には政府を圧政化している特定階層の人々の利害関心が、その国の実定法を、自然的正義があらかじめ決めたであろうものから逸脱させる」。Smith[1976a]pp.340-1（水田訳、下、398ページ）。

73) Smith[1976b]II：647-54（大河内監訳II：443-54ページ）。強調は中澤。

の生活水準を改善させる点を挙げている。実定法批判の方法においても、スミスとマルサスの間には、無視できない親近性がある。

c) 貨幣認識の点でも、救貧法批判と重商主義は密接に関連している。救貧法は、社会全体の生産物を増やさないまま、貧しい人々に補助金（救貧手当）を給付する。それは、すなわち、一国内（あるいは地域）の貨幣を富者から貧者に再分配する、ということである。政府当局の善良な意図に基づいた政策の背後には、「貧困問題を解決するのは貨幣である（生産ではなく分配である）」という誤謬が潜んでいる。スミスにとって、重商主義政策の根本的誤謬の一つは、他国の貨幣を自国に流入させることが自国を豊かにする、という考え方であったから、救貧法による貨幣の再分配は、重商主義政策の国内版と言っても過言ではない。しかし、貧困問題は分配ではなく生産によって解決される、というのがスミスとマルサスの共通の信念であった。

d) マルサスが提出した代替的救貧政策も、スミスの重商主義批判と密接な関連を有しているように思われる。四つの代替的救貧政策のうち第二のものは、新しい土地を開墾する人びとに対して「報奨金（premium）」を交付することであった。この農業振興政策は、一見したところ、スミスの「自然的自由の制度」と矛盾しているようだが、そうではない。この見かけ上の矛盾は、マルサスの提案が「奨励金（bounty）」ではなく「報奨金」の交付であることへの着目によって解決される<sup>74)</sup>。後者が、前者とは違って「自然的自由の制度」と矛盾しないことは、スミス自身が明言している。

「自分の特定の職業に秀でている職人や製造業者に対して国が与える報奨金は、奨励金と同一の反対を受けるべき筋合はない。特殊な技巧や創意工夫を奨励することによって、この報奨金は、現にそれらの職業に従事する人々の競争心を保持するのに役立ち、しかも、国の資本のうち、自然にこれらの職業へ行く分以上のものを、そこへ向かわせるほどに多額ではない。これらの報奨金は、職業間の自然の均衡をくつがえす方向に向かうものではなく、それぞれの職業で行われる仕事をできるかぎり完全無欠なものたらしめる傾向をもっている。なお、報奨金の費用はごくわずかであるが、奨励金の費用は

---

74) 初版『人口論』における 'bounty' 概念を精査した深貝[1999]が 'premium' 概念について何も述べていないのは奇異に思われる。

莫大である」<sup>75)</sup>。

マルサスの救貧法批判および代替的救貧政策の提唱が、スミスの重商主義批判への深い理解に裏打ちされていたことは、もはや疑問の余地がないであろう<sup>76)</sup>。重商主義批判者スミスの荒ぶる魂は若きマルサスにかくも力強く継承されていたのだ。

#### V 結びにかえて——スミス・パラダイムからの離脱——

初版の4年後に刊行された『人口論』第2版——貿易を考慮する開放経済モデルを採用——において、マルサスはスミス・パラダイムからの離脱を本格的に<sup>77)</sup>開始した。マルサスは、スミスの奨励金批判を反批判し、奨励金の作用によって生産される余剰分が、穀物の価格を安定させ、平均価格を引き下げると主張している<sup>78)</sup>。また、スミスが航海法〔条例〕を、独占を維持する重商主義政策の一支柱として批判しつつも、その国防上の利益は経済的不利益を相殺して余りあるとして、「イングランドの全商業的法規のなかで、おそらく最も賢明なもの」<sup>79)</sup>と結論したにもかかわらず、マルサスの目は航海法がもたらす経済的不利益に対してのみ向けられた<sup>80)</sup>。さらに、スミスが初等（義務）教育のプログラムとして「読み書き、計算…幾何学と機械学の初歩…軍事教練」<sup>81)</sup>を主張したことに対して、マルサスはそれに経済学の初歩を付け加えて「人口の原理によって影響される場所の、社会の下層階級の真の状態」を彼ら自身に教えるべきことを提案している<sup>82)</sup>。

しかも、このようなスミス・パラダイムからの離脱は、マルサスの『国富論』に対する敬意、『国富論』研究への情熱に裏打ちされたものであった。伝記的事実がそれを傍証している。彼は1805年に東インド大学の経済学（および歴史学）教授——英国最初の経済学担当教授——に任じられたが、講義テキストとして『国富論』を用いたし、1820年に『原理』を公刊

75) Smith[1976b]I: 523 (大河内監訳II: 231ページ). 高島[1953]246ページも参照のこと。

76) ケインズは、『人物評伝』において、マルサスのパンフレット『穀物高価格』（1800）からの一節を引用した後、「ここに体系的な経済学的思考の始まりがある」（ケインズ [1962] 94ページ）と記しているが、中西泰之も指摘するように、その2年前に刊行された初版『人口論』において、経済学者マルサスはすでに産声をあげている。中西 [1997] 第6章。

77) ここで「本格的に」という限定を付したのは、初版『人口論』の労働ファンド論批判、『穀物高価格』の貨幣的経済分析（中西 [1997] 134—5ページ）を離脱の最初の一步と見なすことも可能だからである。

78) Malthus[1989]I: 419—20(吉田訳III: 270—1ページ), 横山 [1998] 50—7ページ。

79) Smith[1976b]I: 644—5(大河内監訳II: 136ページ)。

80) Malthus[1989]I: 396—7(吉田訳III: 217ページ)。

81) Smith[1976b]II: 785—7(大河内監訳III: 147—51ページ)。

82) Malthus[1989]II: 151—2(吉田訳IV: 103—4ページ)。

した後も、『国富論』を引き続きテキストとして使用し続けた。また、彼は自らの編集による『国富論』の出版を企図しており、書店との交渉も進められていた（ただし、1814年にブキャナン編の『国富論』が出版されたため、計画の断念を余儀なくされた<sup>83)</sup>。

マルサスは、スミスのパラダイムを新しい現実（救貧論争・地金論争・穀物法論争など）に照らして補足・改訂する作業を通じて、自身の経済認識を深化させ、『原理』を生み出した。初版『人口論』はそうした知的営為の最初の一步を克明に記録している。

### 参考文献

- Hollander, Samuel[1997]*The Economics of Thomas Robert Malthus*, Tronto: University of Tronto Press.
- Hume, David[1998]*An Enquiry concerning the Principles of Morals*, Tom L. Beauchamp (ed.), Oxford: Oxford U. P.[渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房、1993年]
- Malthus, T. R.[1966]*An Essay on the Principles of Population*, the reprint published in 1798, London: Macmillan[永井義雄訳『人口論』中公文庫、1973年]
- Malthus, T. R.[1989]*An Essay on the Principles of Population*, the version published in 1803, with the varia of 1806, 1807, 1817 and 1826, Patricia James (ed.), 2 vols., Cambridge: Cambridge U. P.[吉田秀夫訳『各版対照人口論（全四巻）』春秋社、1948-9年]
- Petersen, William[1979]*Malthus*, London: Heinemann.
- Poynter, J. R.[1969]*Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Smith, Adam[1976a]*The Theory of Moral Sentiments*, D. D. Raphael & A. L. Macfie (eds.), Oxford: Oxford U. P.[水田洋訳『道徳感情論（全二巻）』岩波文庫、2003年]
- Smith, Adam[1976b]*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, R. H. Campbell & A. S. Skinner (eds.), 2 vols., Oxford: Oxford U. P.[大河内一男監訳『国富論（全三巻）』中公文庫、1978年]
- Tribe, Keith[2002] 'Adam Smith in English: From Playfair to Cannan', K. Tribe & H. Mizuta (eds.), *A Critical Bibliography of Adam Smith*, London: Pickering & Chatto.
- 荒川章義[1999]『思想史のなかの近代経済学——その思想的・形式的基盤——』中公新書。
- 入江奨[1979]「マルサス『人口論』初版におけるスミス」、『松山商大論集』第30巻第4号。
- D・ウィンチ[1992]『マルサス』（久保芳和・橋本比登志訳）日本経済評論社。
- 内田義彦[1953]『経済学の生誕』未来社。
- 内田義彦[1961]『経済学史講義』未来社。
- 内田義彦[1971]『社会認識の歩み』岩波新書。
- 遠藤和朗[2003]「スミスとマルサス——人口法則と労働維持基金および資本蓄積——」、永井義雄・柳田芳伸・中澤信彦編著『マルサス理論の歴史的形成』昭和堂、第7章。
- 大沢真理[1986]『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家——』東京大学出版会。
- I・カント[1968]『カントの倫理学講義』（小国国夫・永野ミツ子訳）三修社。
- I・カント[1972]「人倫の形而上学〈徳論〉」（森口美都男・佐藤全弘訳）、野田又夫責任編集『世界の名著 32 カント』中央公論社。
- 久留間鮫造・玉野井芳郎[1954]『経済学史』岩波書店。
- J・M・ケインズ[1962]『人物評伝』（熊谷尚夫・大野忠男訳）岩波書店。

83) Tribe[2002]pp.28-32.

- 佐藤有史[2003]「貨幣と穀物——マルサスの経済学を再考する——」、永井他編著『マルサス理論の歴史的  
形成』第12章。
- 高島善哉[1953]『原典スミス『国富論』解説』春秋社。
- 竹内靖雄[1991]『市場の経済思想』創文社。
- 竹本洋[1995]『経済学体系の創成——ジェイムズ・ステュアート研究——』名古屋大学出版会。
- P・ディーン[1982]『経済思想の発展』（奥野正寛訳）岩波書店。
- 永井義雄[2000]『自由と調和を求めて——ベンサム時代の政治・経済思想——』ミネルヴァ書房。
- 中澤信彦[1997]「エドモンド・バークの救貧思想——マルサス・初版『人口論』の時代——」、『マルサス  
学会年報』第7号。
- 中澤信彦[2000]「バークとマルサス——脱ラピュータ島のポリティカル・エコノミー——」、中矢俊博・柳  
田芳伸編著『マルサス派の経済学者たち』日本経済評論社、第1章。
- 中澤信彦[2003]「フォックス派ウィッグとしてのマルサス——初版『人口論』成立史の一断面——」、永井  
他編著『マルサス理論の歴史的形成』第4章。
- 中西泰之[1997]『人口学と経済学——トマス・ロバート・マルサス——』日本経済評論社。
- 中村廣治[2001]「マルサス『人口論』初版における経済的考察——マルサス経済学の起点を探る——」、  
『熊本学園大学経済論集』第7巻第1・2・3・4合併号。
- 根岸隆[1997]『経済学の歴史 [第二版]』東洋経済新報社。
- 橋本比登志[1987]『マルサス研究序説——親子書簡・初版『人口論』を中心として——』嵯峨野書院。
- A・O・ハーシュマン[1997]『反動のレトリック——逆転・無益・危険性——』法政大学出版局。
- 羽鳥卓也[1972]『古典派経済学の基本問題——蓄積論におけるスミス・マルサス・リカードウ——』未来  
社。
- 深貝保則[1999]「マルサス『人口論』初版における農業重視論」、『経済学史学会年報』第37号。
- J・ブレン[1994]『マルサスを語る』（溝川喜一・橋本比登志編訳）ミネルヴァ書房。
- K・ホーコンセン[2001]『立法者の科学——デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学——』（永  
井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳）ミネルヴァ書房。
- 松嶋敦茂[1996]『現代経済学史 1870-1970——競合的パラダイムの展開——』名古屋大学出版会。
- 森岡邦泰[2003]「マルサスとフランス啓蒙思想——マルサスはコンドルセをどう読んだのか——」、永井他  
編著『マルサス理論の歴史的形成』第2章。
- 横山照樹[1998]『初期マルサス経済学の研究』有斐閣。

付記：本稿は、その初発の問題関心を永井義雄氏の研究（永井[2000]第4章、初出は1996年）によって与えられた。草稿の一部は関西大学経済学部「経済学特殊講義 VIII」（2000年度第1部）、「経済学説史」（2001年度第2部）で利用されたが、学生諸君の熱心な聴講が問題の所在の具体化に大きく寄与してくれた。草稿段階で橋本昭一、田中秀夫、渡辺恵一、井上琢智、壽里竜の諸氏から有益なコメントを賜わった。ここに記して厚く感謝の意を表したい。なお、本稿は2002年度関西大学在外学術研究員としての研究成果の一部であり、マルサス学会第13回年次大会（2003年7月5日、於神奈川大学）、経済学史学会第144回関西部会（同年7月12日、於名城大学）において、「初版『人口論』におけるスミス——救貧法と重商主義——」の表題で口頭発表された。